

あけまして
おめでとう
ございます



1月 (睦月) JANUARY
1日・元日 12日

1月・元日 12月・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント 源泉控除対象親族

令和7年分までの扶養控除等申告書には「控除対象扶養親族」を記載していましたが、8年分以後は、これに特定親族（生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下）のうち合計所得金額が100万円以下の人を加えた「源泉控除対象親族」を記載するため注意が必要です。

● 1月の税務と労務

- | | | |
|-----|--|-------|
| 国 税 | ／給与所得者の扶養控除等申告書の提出 | |
| | 本年最初の給与支払日の前日 | |
| 国 税 | ／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 | 2月2日 |
| 国 税 | ／源泉徴収票の交付、提出 | 2月2日 |
| 国 税 | ／12月分源泉所得税の納付
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日) | 1月13日 |
| 国 税 | ／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) | 2月2日 |
| 国 税 | ／5月決算法人の中間申告 | 2月2日 |
| 国 税 | ／2月、5月、8月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) | 2月2日 |
| 地方税 | ／固定資産税の償却資産に関する申告 | 2月2日 |
| 地方税 | ／給与支払報告書の提出 | 2月2日 |
| 労 務 | ／労働保険料の納付(第3期分)
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで) | 2月2日 |



新年のご挨拶

昨年開催された「大阪・関西万博」は、未来社会の姿を体感できる貴重な機会となり、多くの企業や人々に新たな刺激と可能性をもたらしました。持続可能性やデジタル化への関心が高まり、社会課題をビジネスで解決する視点が一層重要なっています。

一方で、かねてより注目されていた「2025年問題」は、団塊の世代が75歳以上となることによる労働力不足や地域社会の担い手減少など、企業活動に直結する深刻な課題として、具体的な影響が表れ始めています。この問題は今後さらに深刻化していくことが予測されています。加えて、最低賃金の継続的な引上げにより、人件費の増加が経営を圧迫する局面も見受けられます。企業としては人材確保・育成、業務の効率化、各種支援制度の活用など、持続可能な経営体制の構築が急務となります。

税制関係では、令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除や給与所得控除に関する見直し、特定親族特別控除の創設が行われました。源泉徴収事務においては、扶養親族等の人数を正確に算定するとともに、新たな源泉徴収税額表を使用する点にご留意ください。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

KEY WORD

準確定申告の期限

1/1～3/15の間に死亡した場合

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について計算し、その所得金額に対する税額を算出して翌年の2月16日から3月15日までの間に申告と納税をすることになっています。

年の中途中で死亡した人の場合は、相続人が、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。これを準確定申告といいます。

誤りやすい例として、確定申告をしなければならない人が1月1日から確定申告期限（原則として3月15日）までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合ですが、この場合の準確定申告の期限は、前年分（1年間分）、本年分（1月1日から死亡日まで）とも相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内です。

確定申告 が必要な 人・収入



まもなく所得税・復興特別所得税（以下「所得税等」）の確定申告の時期を迎えます。確定申告する必要がある所得を申告しなかつた場合には、後日、期限後申告や修正申告をして、本来納付すべき所得税等を納付するほか、加算税や延滞税など、申告漏れがなければ納税する必要がなかつた税金を納付しなければならないことがあります。

昨今、経済取引や金融商品は多角化し、そこから得る収入金額について、所得税等の確定申告が必要かどうかの判断は複雑化しています。

本号では、所得税等の確定申告が必要になる「人」と「収入（所得）」について、それぞれ具体的な内容をみていきます。

（四）確定日告が必要な一人

次の(1から4)の要件のいずれかに該当する人(確定申告すれば税金が還付される人を除きます)は、所得税等の確定申告が必要になります。

確定申告をする場合、確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませる確定申告不要制度を選択

できる利息・配当・上場株式等の譲渡所得等を除き、原則として全ての所得を申告する必要があります。

(1) 給与所得がある人

給与の年間の収入金額が2千万円を超える人

(2) 給与を1か所から受領し、その給与が年末調整される場合に、給与所得・退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人

(2) 公的年金等に係る雑所得の

次の①又は②に該当する人は、確定申告が必要になります。
①・②に該当しない人でも、住民税の申告が必要な場合があります。

前言

譲渡損失と配当所得等との
損益通算及び繰越控除の特
例の適用などを受ける人
は、確定申告が必要です。

各種所得金額の合計額（譲渡所得や山林所得を含みます。）から、社会保険料控除など各種

控除を差し引いた残額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じ、配当控除の適用がある場合は同控除額を差し引いても税額がある人（※）は、確定申告が必要になります。

注意点
付申告となる場合、申告義務はありません。

前記(4)に記載した
人でも、上場株式等に係る
譲渡損失と配当所得等との
損益通算及び繰越控除の特
例の適用などを受ける人
は、確定申告が必要です。

(1) 原稿料、講演料、印税、放
送出演料

(3) 太陽光発電設備による売電法や同所得金額が赤字になつた場合の損益通算の取扱いは、(1)と同じです。

あつても、雑所得（業務）として確定申告が必要です。収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出しますが、必要経費を差し引いた結果、赤字に

【装置】に該当するので、発電量のうち、売却した電力量の占める割合を業務用割合として計算した減価償却費の額を必要経費

代行、動画配信、アプリ作成、
配信、有料メールマガ、アフィ
リエイト、ギャラ飲み、カーシエ
アリング、自宅等の時間貸し
原則として、事業所得又は雑
所得（業務）として確定申告が

「貴金属や宝石などは
30万円以下のものに限りません。」
で、かつその取引が一時的なものだつた場合には、その取引から得た収入は非課税となるので、確定申告に含める必要はありません。

寄附した人が受領した特産品の経済的利益は、一時所得として確定申告が必要です。

一時所得は、特産品の時価から一時所得の特別控除額（最高50万円）を差し引いて算出します。他に一時所得に該当するものがある場合は、その全ての収入金額の合計額からその収入を得るために支出した金額の合計

（5）競馬、競輪などの払戻金
競馬、競輪、オートレース、ボートレースの払戻金は原則、一時所得として確定申告が必要です。払戻金に係る年間受取額から、支拂った購入費用を控除した後、一時所得の特別控除額（最高50万円）を差し引いて所得金額を算出します。

なお、必要経費として差し引けるのは、通常は的中した投票券の購入費用だけで、外れ投票券の購入費用は控除することはできません。也一時所得

(6) その他
(1)～(5)で説明したもののはか、「暗号資産取引に係る収入を得た場合」、「株主優待を受け取った場合」、「外国為替証拠金取引(FX)に係る収入があつた場合」、「金地金の売却収入があつた場合」なども確定申告が必要になります。

まとめ

必要がある「人」と「収入(所得)」の要件は大変複雑です。所得金額の算出方法や、赤字が生じた場合の損益通算の適用の可否なども、その収入ごとに検討する必要があります。

また、所得税等の確定申告は不要でも、住民税の申告が必要になるケースもあります。臨時の収入が発生した場合は、その都度、申告の要否を慎重に確認することをお勧めします。

【参考資料】
国税庁
ホームページ
「確定申告」

